

【件名】

日本における新たな水際対策措置（インド等を変異株流行国に追加指定）

【ポイント】

- 4月28日、日本政府は、インドを「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定すると発表しました。
- 5月1日（土）午前0時以降、インドから入国される全ての方は、検疫所が確保する宿泊施設で待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

【本文】

1 4月28日、日本政府は、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」について、現行の29か国（※）に加え、インドを含む複数の国・地域を新たに指定すると発表しました。なお、本件指定に基づく措置は、5月1日（土）の午前0時（日本時間）から実施されます。

（追加指定国）インド、アメリカ（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）、ペルー

（※）現行29か国・地域：アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カナダ（オンタリオ州）、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、パキスタン、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン

2 「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定された国からの入国者及び帰国者（日本人を含む）については、これまで実施されている全ての入国者に共通の措置に加え、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機していただくこととなります。

ご参考：全ての入国者に共通の措置（厚生労働省ホームページ：水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3 日本外務省はインドについて「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」

の感染症危険情報を発出しています。インドへの渡航を検討される場合は、インドにおける感染状況を踏まえ、渡航の必要性や時期について慎重に御検討ください。特に、今回インドが「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定されたことを踏まえ、日本への帰国を前提とするインドへの短期渡航（出張等）を検討されている皆様におかれましては、当分の間、中止することを含めて慎重に検討してください。なお、インド国内では急激に感染が拡大しており、医療提供体制も逼迫し、入院が困難な事案も生じていますので、在留邦人の皆様におかれましては、最新情報の入手に努め、十分な感染予防対策を講じてください。また、今後もインド政府、各州政府による感染対策のための措置が強化される可能性がありますので、最新の情報にご注意下さい。

新型コロナウイルス感染症に関する皆さまへのお願い（当館ホームページ）

<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100181775.pdf>

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>